

陳情受理番号19番、20番の不採択に反対し、採択を求める立場から討論します。

19番は、栃木特別支援学校寄宿舍の存続と寄宿舍教育の拡充に関する陳情です。委員会では、教育委員会方針を是とする意見などにより、不採択が多数とのことでしたが、栃木特別支援学校寄宿舍の閉舎に反対する署名18, 502人分が提出されたことを見ても、県民の理解が得られているとは到底考えられません。

寄宿舍の設置は学校教育法第78条に基づくもので、通学保障とは、通えればよいということではないはずです。障害のある子どもに長時間のバス通学を強いていること、片道60分以上でない寄宿舍入舎の対象外としてきたこと自体、合理的配慮を欠きます。通学保障としての寄宿舍の役割は終わっていないと申し上げたいと思います。

また、寄宿舍指導の知見の活用として、指導員を知的障害特支校に配置し、生活指導や支援を行う方針について、私も一般質問で取り上げましたが、陳情は「実効性やその効果も不透明」と指摘しています。寄宿舍指導の有効性を、寄宿舍以外の環境で実現できる保障があるのか、それをどのように保障するかは、廃止してから検証するのですから、無謀というほかありません。また陳情は、寄宿舍の存続を求めるとともに、寄宿舍のない特支の児童生徒も寄宿舍を活用できる仕組みを求めています。多くの子どもたちが活用できる寄宿舍へと発展させることです。文科省の2022年3月報告書が寄宿舍について「自立と社会参加に向けた日常生活の指導を行う観点からも施設機能を設定することも有効」としていることと重なります。社会の変化に伴う寄宿舍の多様なニーズと可能性を検討することこそ、いまやるべきことです。

寄宿舍生たちは、自分自身や友達の成長を感じながら、寄宿舍で楽しく過ごしていると保護者は口をそろえます。だからこそ「なぜ寄宿舍がなくなるの」という疑問にどう答えたらいいかわからないと言います。それは現場の先生や指導員も同じではないでしょうか。「総合的判断」で閉舎するとの判断は、子どもたちを真ん中に置いた判断なのか、今一度、検討しなおすべきです。採択を強く求めます。

受理番号20番は、学校教育法の視点からの寄宿舍教育審議会の設置、特別支援教育の充実に向けた方針を実現するための特別支援教育推進協議会の設置、審議会・協議会の検証を行う第三者機関の設置を求めています。

日本共産党は、9月に行った知事ならびに教育長への申し入れで、寄宿舍の教育的価値を正しく評価し、知的障害の寄宿舍を存続した上で、寄宿舍の活用拡大や知見の活かし方の再検討を求めました。また、特別支援教育の抜本的充実のために、子どもの成長と発達を中心に据えた課題を再検討する場を設けること、全ての特別支援学校において「設置基準」に基づく教室の改善、バリアフリー化の方針を示すよう求めました。これらは、陳情が求める寄宿舍教育審議会や、特別支援教育推進協議会の設置によって可能になるものと考えます。よって採択を求めます。

2つの陳情は、教育委員会による一方的な寄宿舍閉舎の進め方への反省のうえに設置された「在り方検討会」においても、寄宿舍教育の有効性が十分検証されることなく、閉舎方針が再決定されたことを告発し、障害のある子どもたちの自立と成長のために、特別支援教育を真に充実させることを切望しています。議員各位におかれては、この声を真摯に受け止めていただくよう強く訴え、反対討論とします。